

公衆浴場営業に関する主な手続き

	内容	必要書類	注意事項
開設	公衆浴場を営業しようとする場合 施設を移転する場合 施設を全面改築する場合 営業者が変わる場合（個人から法人、法人から個人を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・浴場業許可申請書 ・法人の場合は、定款又は寄附行為の写し ・周辺の状況を明らかにした図面（周辺の既設の公衆浴場との距離を記載すること） ・構造設備を明らかにした図面 ・建物の建築確認済証の写し ・消防法令適合通知書 ・営業用の土地又は建物が他人の所有である場合は、その所有者の承諾書 	検査手数料として、23,000円が必要です（窓口での現金支払い、キャッシュレス決済（クレジットカード、QRコード、電子マネー）又は納入通知書による金融機関での支払い）。
変更	許可申請書の記載事項を変更した場合 例）名称、営業者の住所 法人の代表者、構造設備 公衆浴場の種類 等	<ul style="list-style-type: none"> ・浴場業変更届出書 ・構造設備を変更した場合は、変更後の構造設備を明らかにした図面 ・営業者の住所、法人の代表者等を変更した場合は、その事実を証する書類 	変更後10日以内に届出してください。
停止 廃止	営業を停止・廃止する場合 停止していた営業を再開する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・浴場停止（廃止）届出書 ・廃止の場合は、浴場業許可書 	停止・廃止後10日以内に届出してください。
承継	法人の合併・分割により営業を承継する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・浴場業承継届出書 ・浴場業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し ・合併又は分割契約書 	遅滞なく届出してください。
	個人の相続により、営業を承継する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・浴場業承継届出書 ・戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し ・相続人が2人以上ある場合は、全員の同意書 	

令和5年1月5日最終改訂